

紋別市の介護保険 web 版

〈平成 30～32 年度版〉

目次

- 1 介護保険制度のしくみ
- 2 介護保険料の納付
- 3 介護サービスの利用の仕方
- 4 利用できる介護保険サービス
- 5 地域支援事業
- 6 介護サービスの利用者負担
- 7 介護保険 Q&A

介護保険制度のしくみ

保 険 者

紋 別 市

紋別市が保険者として、介護保険を運営します
※他市町村へ転出した場合は、転出先市町村の介護保険に加入します。

加入する人

◆被保険者証の交付◆

第1号被保険者全員に介護保険被保険者証が交付されます。

※第2号被保険者は介護認定を受けたときや本人からの交付申請があった場合に交付されます。

40歳以上の市民

65歳以上の方
全 員

40歳～64歳までの医療保険に加入している方

第1号被保険者

第2号被保険者

保 険 料

◆保険料の区分◆

第1号被保険者の保険料は、低所得者の負担が重くならないよう、所得の状況により、保険料基準額を基本として10段階に区分され、決定します。

- 第1段階＝基準額×0.45
- 第2段階＝基準額×0.60
- 第3段階＝基準額×0.75
- 第4段階＝基準額×0.90
- 第5段階＝基準額×1.00
- 第6段階＝基準額×1.20
- 第7段階＝基準額×1.30
- 第8段階＝基準額×1.50
- 第9段階＝基準額×1.70
- 第10段階＝基準額×1.90

紋別市へ納付

医療保険と合わせて納付

保険料基準額の決め方

紋別市が必要な介護保険の費用

×

65歳以上の市民の負担分 23%

÷

65歳以上の市民数

||

紋別市の保険料基準額

医療保険者

健康保険組合や紋別市国保など

保険料の徴収

↓

保険料の納付

↓

社会保険診療報酬支払基金

第2号被保険者の保険料をプール

保険料を交付

↓

紋別市介護保険

サービス利用

◆16種類の病気◆

- ①筋萎縮性側索硬化症
- ②後縦靭帯骨化症
- ③骨折を伴う骨粗しょう症
- ④多系統萎縮症
- ⑤初老期における認知症
 - ・アルツハイマー病
 - ・ピック病
 - ・脳血管性認知症
 - ・クロイツフェルト・ヤコブ病など
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦脊柱管狭窄症
- ⑧早老症
- ⑨糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症
- ⑩脳血管疾患
 - ・脳出血
 - ・脳梗塞など
- ⑪進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病
- ⑫閉塞性動脈硬化症
- ⑬関節リウマチ
- ⑭慢性閉塞性肺疾患
 - ・肺気腫
 - ・慢性気管支炎
 - ・気管支ぜんそく
 - ・びまん性汎細気管支炎
- ⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

第1号被保険者



原因のいかんを問わずに介護が必要な状態



要介護（支援）認定

◆要介護状態 要介護1～5
ねたきりや認知症などにより、入浴・排せつ・食事などの日常生活動作について常に介護が必要な状態

◆要支援状態 要支援1～2
常時の介護までは必要ないが、家事や身じたくなどの日常生活について支援が必要な状態

第2号被保険者



初老期の認知症や脳卒中などの老化に伴う病気(16種類)が原因で介護が必要な状態



介護保険サービスの利用

自分に合った
自分の希望す

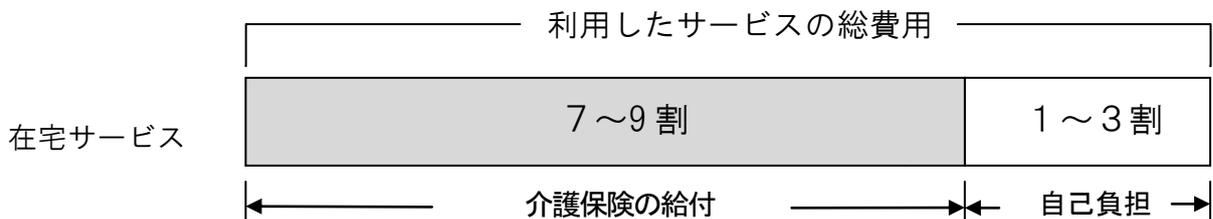
在宅サービス

施設サービス

利用料負担

被保険者の所得に応じて、かかった費用の1割～3割を負担

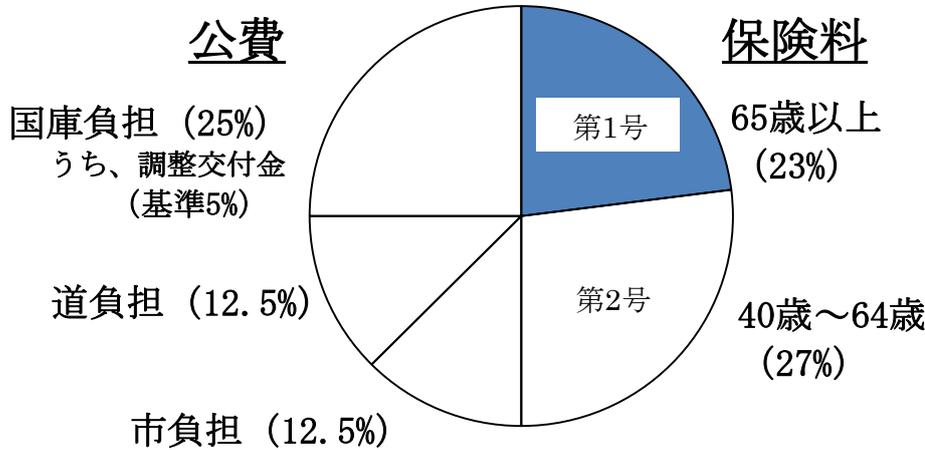
※利用者負担については、P19をご参照下さい。



介護保険料の納付

65歳以上の保険料

介護給付費の財源は下図のとおりです。このほか、第1号保険料は地域支援事業費の財源の23%にも充てられます。



65歳以上の介護保険料は夫婦でも1人ずつ納めていただきます

所得段階	市民税課税状況		対 象 要 件	年額	摘要
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給 ・老齢福祉年金受給 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	25,110円	基準額×0.45
第2段階	非課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下	33,480円	基準額×0.60
第3段階	非課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	41,850円	基準額×0.75
第4段階	課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	50,220円	基準額×0.90
第5段階	課税	非課税	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	55,800円	【基準額】 4,650円×12月
第6段階		課税	・合計所得金額が120万円未満	66,960円	基準額×1.20
第7段階		課税	・合計所得金額が120万円以上200万円未満	72,540円	基準額×1.30
第8段階		課税	・合計所得金額が200万円以上300万円未満	83,700円	基準額×1.50
第9段階		課税	・合計所得金額が300万円以上500万円未満	94,860円	基準額×1.70
第10段階		課税	・合計所得金額が500万円以上	106,020円	基準額×1.90

◆老齢福祉年金

国民皆年金制度が創設された時点で、すでに50歳を超えていた人などに支給された特例的な年金を指し、老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

◆合計所得金額

「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除並びに特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得（特別控除前））、株式等譲渡所得等の金額（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額）、商品先物取引に係る雑所得の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。

【公的年金収入のみの方】

公的年金の収入金額から公的年金控除額を差し引いた金額が合計所得金額となります。

資格の取得喪失

毎年度の初日（4月1日）に65歳以上である方が第1号被保険者となります。

資格の取得

- 4月2日以降に65歳になられた方は、65歳の誕生日の前日から第1号被保険者となり、資格を取得した日（誕生日の前日）の属する月から保険料を納めていただきます。
例） 12月1日生まれの人 …… 11月分から納めます。
12月2日生まれの人 …… 12月分から納めます。
- 市内へ転入された65歳以上の方は、転入した日から紋別市の第1号被保険者となり、転入した日の属する月から保険料を納めていただきます。

資格の喪失

- 資格を喪失された方（市外へ転居された方、死亡された方）は、資格を喪失した日（他市町村に転入した日、死亡した日の翌日）の属する月の前月までの保険料を納めていただきます。

保険料の納め方

◆老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が月額1万5,000円（年額18万円）以上の方



年金からの天引き
（特別徴収）

老齢福祉年金、恩給などは年金からの天引きとなりません

◆老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金が月額1万5,000円（年額18万円）未満の方



納付書で納付
（普通徴収）

- ◆年度の途中で介護保険料が変更となった方
 - ・増額となった方 → 増額となった分のみ普通徴収となります。
※ 増額分以外は、今までと同じです。
 - ・減額となった方 → 普通徴収になります。
※ 翌年度の10月からは、特別徴収できる方は特別徴収に変更となります。
- ・年度の途中で資格を取得した方
 - 普通徴収になります。
※ 翌年度以降から随時、特別徴収できる方は特別徴収に変更となります。

◆介護保険料の金融機関口座振替

・納付書で納付（普通徴収）の方は、紋別市内すべての金融機関で口座振替ができます。一度登録すると、納期ごとに自動的に引き落としされるので大変便利です。市役所介護保険担当窓口ほか、支所・出張所及び市内金融機関窓口に申し込み用紙があります。

○用意するもの

・介護保険料納付書・預金通帳・金融機関に登録されている印鑑

介護保険料の滞納

特別な理由もなく保険料を滞納している場合は、次の制限を受けます。

◆1年間滞納した場合



介護サービスを利用したとき、いったん利用料を全額負担し、後から申請により介護給付を受けることとなります。

◆1年6か月間滞納した場合



介護サービスの利用料をいったん全額負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めされ、なお滞納が続く場合には、滞納している保険料と相殺されます。

◆過去に2年間以上滞納している方が新たにサービスを利用する場合



保険料の未納期間に応じて、利用者負担額が本来の1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の支給等が行われないことがあります。

介護保険料の減免

災害などのやむを得ない事情により、一時的に保険料を納めることが困難な方は、保険料の収猶予や減免を受けられる場合がありますので、市役所介護保険担当窓口へお問い合わせください

◆無年金などにより収入が少ない方の減額制度

・次の条件に該当する方は、申請により介護保険料が第1段階の金額に減額されます。

世帯全員の年間収入額の合計額が世帯人数ごとに定めた金額以下で、かつ、世帯全員の預貯金額の合計が世帯人数ごとに定めた金額以下である世帯に属する方です。年間収入額とは、次のものの合計額です。

- ① 年金の年額、定額の仕送り金その他の継続的な収入
- ② 不動産の固定資産評価額（自己居住用のものは除く）

区分	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人世帯	120万円以下	120万円以下
2人世帯	170万円以下	170万円以下
3人世帯	220万円以下	220万円以下

※以降世帯員が1人増えるごとに50万円を加算します。

介護サービスの利用のしかた

介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」を受けなければなりません。

申請

サービスの利用を希望する方は、市役所、支所、出張所、居宅介護支援事業所、紋別市地域包括支援センターなどでも申請できます。

申請に必要なもの

- ◆要介護・要支援認定申請書
- ◆介護保険被保険者証
- ◆健康保険証（第2号被保険者の場合）

- 申請書に記入する事項 ※印鑑は不要です
- ①被保険者の被保険者番号、住所、氏名、電話番号
 - ②主治医（日常通院している医療機関の医師）氏名、医療機関名
 - ③更新申請の場合～前回の認定結果、介護保険施設に入所中であれば入所施設名
 - ④第2号被保険者の場合～医療保険名、被保険者番号、特定疾病名

調査

- 認定調査
調査員が家庭などを訪問して、心身の状態などについて、本人と家族などへ聞き取り調査を行います。

- 主治医の意見書（利用者の負担はありません。）
主治医（日常通院している医療機関の医師）に病気の状態などをまとめた意見書を作成してもらいます。
主治医がない場合は、紋別市が指定する医療機関となります。

- 一次判定（コンピューター判定）
訪問調査の結果は、公正を期すためにコンピューター処理を行います。

+

- 特記事項
認知症の状況など、訪問調査票に入っていない事項は、特記事項として記入します。

+

- 主治医の意見書



審査判定

- 二次判定（介護認定審査会）
コンピューターによる判定結果及び主治医意見書などをもとに保健・医療・福祉の専門家が総合的に判断します。

認定

要支援 1 要介護状態とは認められないが日常生活に支援を要する状態
要支援 2 要介護状態とは認められないが日常生活に支援を要する状態

要介護 1 部分的介護を要する状態
要介護 2 軽度の介護を要する状態
要介護 3 中等度の介護を要する状態
要介護 4 重度の介護を要する状態
要介護 5 最重度の介護を要する状態

非該当 地域支援事業や高齢者の福祉サービスを利用できます。
介護保険のサービスは受けられません。

※上記は各介護度の平均的な状態であり、実際に認定を受けた人の状態と一致しないことがあります。

認定結果通知

申請から概ね 30 日以内に認定結果を通知します。

- ◆認定結果に疑問や不服がある場合は、まず紋別市役所介護保険担当窓口へご相談ください。
- ◆その上でなお要介護度に疑問がある場合は、通知を受け取った翌日から起算して60日以内に北海道介護保険審査会（道庁保健福祉部介護保険課内 TEL 011-231-4111）に審査請求することができます。

サービス計画

在宅サービス

希望や状態に応じたサービス計画を作成します。

介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談し、自分の希望、心身の状態、家庭の状況に応じた、総合的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらうことができます。
※介護サービス計画の作成に、利用者負担はありません。

施設サービス

入所を希望する施設へ直接申し込みます。

サービス利用

サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

※紋別市内のサービス事業者一覧は、別冊です。

◆在宅サービス

- ・介護サービス計画に基づいて、サービスを利用します。
- ・介護サービス計画は、毎月作成します。また、作成した介護サービス計画を変更することもできます。

◆施設サービス

- ・入所が可能になった時点で、入所する施設で介護サービス計画を作成します。
- ・入所にかかる費用、施設の説明事項を確認し、契約書を交わし、入所します。

◆介護支援専門員（ケアマネージャー）とは

- ・介護支援専門員（ケアマネージャー）は、介護サービス全般を支援する専門職で、介護サービスの利用に関する相談や、ケアプランの作成、サービス事業者との連絡・調整を行います。

利用できる介護保険サービス

※一部、介護予防・日常生活支援総合事業も含まれます

自己負担はサービス費用の**1～3割**です。（3割負担は平成30年8月より適用）
施設サービスの場合は、居住費・食事代は別途自己負担となります。

在宅サービス

自己負担については、おおよその目安であり、各種加算がかかる場合もありますので、詳しくは各サービス事業所にお尋ねください。
紋別市は特別地域加算（15%）の対象地域となっています。（※印）
※金額はすべて1割負担の場合の目安になります。

自宅に住んで自宅で受けるサービス（訪問してもらう）

- ・訪問介護
- ・訪問型サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や、炊事、掃除などの日常生活援助を行います。

自己負担の目安（1回あたり）

①要介護認定者	
身体介護（20分以上 30分未満）	285円※
身体介護（30分以上1時間未満）	453円※
生活援助（20分以上 45分未満）	208円※
生活援助（45分以上）	256円※
②要支援認定者	
週1回程度の利用	306円※
週2回程度の利用	311円※

- ・訪問入浴介護
- ・介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

自己負担の目安（1回あたり）

①要介護認定者	1,438円※
②要支援認定者	972円※

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師や保健師が家庭を訪問して、療養生活の改善と心身機能の維持回復のため看護支援を行います。

自己負担の目安

1回（30分以上1時間未満）	
①要介護認定者	938円※
②要支援認定者	905円※

- ・訪問リハビリ
- ・介護予防訪問リハビリ

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

（現在、紋別市内には事業者はありません。）

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し医学的な管理や指導を行います。

自己負担の目安

1月2回	1回につき 507円
------	------------

- ・福祉用具貸与
- ・介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助ける用具をレンタルします。

自己負担の目安

実際に貸与に要した費用の1～3割（指定事業者）

- ◆貸与品目
- ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助杖
 - ※車いす（付属品を含む） ※特殊寝台（付属品を含む）
 - ※床ずれ予防用具（エア・マットなど） ※体位変換器
 - ※認知症老人徘徊感知器 ※移動用リフト

※印は原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できませんが、心身の状況によっては、医師の所見等に基づき例外的に貸与が可能な場合がありますので、ケアマネージャーにご相談ください。

- ・福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどの日常生活の介護を助ける用具の購入費を支給します。

自己負担の目安

年間 10万円の利用限度内で、購入費の1～3割

- ◆購入品目
- ・腰掛け便座 ・特殊尿器 ・入浴補助具
 - ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具

※指定業者以外の業者より購入した場合は、支給の対象とはなりません。

- ・住宅改修費の支給

介護や支援が必要な高齢者が在宅生活を送るための小規模な住宅改修に要する費用を支給します。

自己負担の目安

20万円の利用限度内で、改修費の1～3割

- ◆改修内容
- ・手すりの取り付け ・段差の解消
 - ・滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ・引き戸への扉の取り替え ・洋式便器等への便器の取り替え

福祉用具購入と住宅改修費の支給については、一旦利用者が全額負担する償還払い（市より7～9割を利用者に支払います）と利用者が1～3割だけを負担する※受領委任払いが選択できます。

※受領委任払いは、市と契約を交わした事業所で福祉用具の購入や住宅改修をする場合、利用者は費用の1～3割分を事業所に支払い、残り7～9割分は市から直接事業所に支払うという制度です。詳しくは市の介護保険担当窓口、又はケアマネージャーにご相談下さい。

- ・通所介護
- ・通所型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業)

※定員が 18 人以下の小規模な施設は地域密着型サービスとなります

デイサービスセンターへ通い、食事、入浴、排せつなど日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

自己負担の目安 (所要時間 7 時間以上 8 時間未満)

①要介護認定者	
要介護 1	695 円
要介護 2	811 円
要介護 3	933 円
要介護 4	1,053 円
要介護 5	1,174 円
※入浴加算が含まれています。	

②要支援認定者	
要支援 1	1 回 378 円
要支援 2	1 回 389 円
生活機能恒常グループ活動加算	月額 100 円
栄養改善加算	月額 150 円
口腔機能向上加算	月額 150 円

施設の形態 (小規模・通常規模) 及び所要時間により費用が異なります。
※食費は含まれておりません。

- ・通所リハビリ
- ・介護予防通所リハビリ (老健でのデイサービス)

老健保健施設に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。

自己負担の目安 (所要時間 6 時間以上 7 時間未満)

①要介護認定者	
要介護 1	717 円
要介護 2	847 円
要介護 3	974 円
要介護 4	1,126 円
要介護 5	1,275 円
※入浴加算が含まれています。	

②要支援認定者	
要支援 1	月額 1,772 円
要支援 2	月額 3,615 円
運動機能向上加算	月額 225 円
栄養改善加算	月額 150 円
口腔機能向上加算	月額 150 円

施設の形態 (小規模・通常規模) 及び所要時間により費用が異なります。
※食費は含まれておりません。

自宅に住んで施設へ通って受けるサービス（短期間、施設に入所する）

- ・ 短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

特別養護老人ホームに短期間入所し、介護や日常動作訓練が受けられます。

自己負担の目安（1日あたり）

①要介護認定者	
要介護1	584円
要介護2	652円
要介護3	722円
要介護4	790円
要介護5	856円
②要支援認定者	
要支援1	437円
要支援2	543円

※滞在費、食費、送迎費等が別に必要です。
施設の形態により費用が異なります。

- ・ 短期入所療養介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護
(老健でのショートステイ)

老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理の下で介護や機能訓練を受けられます。

自己負担の目安（1日あたり）

①要介護認定者	
要介護1	826円
要介護2	874円
要介護3	935円
要介護4	986円
要介護5	1,039円
②要支援認定者	
要支援1	437円
要支援2	543円

※滞在費、食費、送迎費等が別に必要です。
施設の形態により費用が異なります。

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人に、日常生活の支援や介護を提供します。

(現在、紋別市内には事業者はありません。)

施設入居者が受けるサービス

地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活をするための、地域の特性に応じたサービスです。
原則として他市町村のサービスは利用できません。

- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として利用者の選択に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせた多機能なサービスです。

自己負担の目安（1月あたり）

①要介護認定者		②要支援認定者	
要介護1	10,320円	要支援1	3,403円
要介護2	15,167円	要支援2	6,877円
要介護3	22,062円		
要介護4	24,350円		
要介護5	26,849円		

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に、訪問看護を組み合わせ、介護と医療看護、それぞれのケアを行うサービスです。
※要支援1・2の人は利用できません。

自己負担の目安（1月あたり）

①要介護認定者	
要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に、認知症対応のデイサービスに通い、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

自己負担の目安（所要時間7時間以上8時間未満）

①要介護認定者		②要支援認定者	
要介護1	1,035円	要支援1	912円
要介護2	1,142円	要支援2	1,012円
要介護3	1,249円		
要介護4	1,357円		
要介護5	1,464円		

※入浴加算が含まれています。

※食費、宿泊代は含まれておりません。

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の人が、少人数で共同生活をし、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行います。要支援2、要介護1～5と認定された人が利用できます。

自己負担の目安（1日あたり）

① 1ユニット（定員9人）の場合		① 2ユニット（定員18人）の場合	
要支援2	755円	要支援2	743円
要介護1	759円	要介護1	747円
要介護2	795円	要介護2	782円
要介護3	818円	要介護3	806円
要介護4	835円	要介護4	822円
要介護5	852円	要介護5	838円

※家賃、食費、管理費等が別に必要です。

地域密着型サービスには、この他、夜間対応型訪問介護（夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専門の訪問介護）や定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携をしながら、定期的な巡回と随時の対応を行う）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設）などがありますが、現在紋別市内には事業者はありません。

施設サービス

○施設サービスは、要介護1～5と認定された人が利用できます。

施設へ入所して受けられるサービス

・ 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

日常生活介護中心

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所し、日常生活上の世話などの介護サービスを提供する施設です。

自己負担の目安 (1日あたり)

要介護3	704円
要介護4	774円
要介護5	841円

※紙おむつ代は費用に含まれていますが、居住費、食費、理美容費用等が別に必要です。
※施設の形態により費用が異なります。

・ 介護老人保健施設

介護とリハビリ中心

状態安定している人が在宅復帰を目指し、必要な医療やリハビリテーション、日常生活上の世話などの介護サービスを提供する施設です。

自己負担の目安 (1日あたり)

要介護1	771円
要介護2	819円
要介護3	880円
要介護4	931円
要介護5	984円

※紙おむつ代は費用に含まれていますが、居住費、食費、理美容費用等が別に必要です。
※施設の形態により費用が異なります。

・ 介護療養型医療施設
(療養型病床群等)

医療上の療養中心

療養病床等のある病院や診療所で、長期療養を必要とする人に、医療、看護、介護、リハビリテーションなど提供する施設です。
※現在、紋別市内に事業者はありません。

・ 介護医療院
(平成30年4月創設)

医療と介護を一体的に

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。今後廃止される予定の介護療養型医療施設の転換施設です。
※現在、紋別市内に事業者はありません。

居住費（滞在費）及び食費の負担額

居住費（滞在費）及び食費の負担額については、下記の表の区分により決められます。

第1段階から第3段階に該当する方は、予め介護保険負担限度額の認定を受ける必要があります。

(日額)

区 分	対 象 者	居 住 費（滞 在 費）		食 費
第1段階	・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・ 生活保護を受給している方	ユニット型個室	820 円	300 円
		ユニット型準個室	490 円	
		従来型個室（特養等）	320 円	
		従来型個室（老健・療養等）	490 円	
		多床室	0 円	
第2段階	・ 市民税非課税世帯で、年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	ユニット型個室	820 円	390 円
		ユニット型準個室	490 円	
		従来型個室（特養等）	420 円	
		従来型個室（老健・療養等）	490 円	
		多床室	370 円	
第3段階	・ 市民税非課税世帯で、第2段階以外の方	ユニット型個室	1,310 円	650 円
		ユニット型準個室	1,310 円	
		従来型個室（特養等）	820 円	
		従来型個室（老健・療養等）	1,310 円	
		多床室	370 円	
第4段階	・ 上記以外の方	ユニット型個室	各施設が定めた金額	
		ユニット型準個室		
		従来型個室（特養等）		
		従来型個室（老健・療養等）		
		多床室		

地域支援事業

高齢者等が要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、様々な介護予防の取り組みを行う事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳以上の全ての方を対象とした介護予防事業で、要介護認定を受けていなくても、一人ひとりの状態や必要性に合わせた多様なサービスを受けることができます。

・訪問型サービス

これまでの予防給付の訪問介護と同じように、要支援者に対するホームヘルプサービスです。※詳しくは9ページに掲載しています。

また、多様なサービスとして、訪問型サービスC（保健師、理学療法士等の訪問指導）を実施しており、訪問型サービスA（緩和した基準の生活援助等）、訪問型サービスB（民間事業者やボランティア等による生活援助等）、訪問サービスD（民間事業者や近隣住民等による移動支援）については、現在行っておりませんが、今後の地域の実情を把握しながら検討していきます。

・通所型サービス

これまでの予防給付の通所介護と同じように、要支援者に対するデイサービスです。※詳しくは11ページに掲載しています。

また、多様なサービスとして、通所型サービスC（運動器の機能向上事業）を行っており、通所型サービスA（緩和した基準のミニデイサービス）は平成30年度から開始する予定で、通所型サービスB（自主的な住民主体の運動等活動）については、現在行っておりませんが、今後の地域の実態を把握しながら検討していきます。

・その他の生活支援サービス

調理困難な1人暮らし高齢者等に対し、栄養改善と安否確認を目的とした週5回までの配食サービス食の自立支援事業や要支援認定者の介護予防プランを作成する介護予防ケアマネジメントを実施しています

・一般介護予防事業

基本チェックリストによる介護予防把握事業や、高齢者ふれあいセンターでの健康相談、運動指導などの介護予防事業、介護支援ボランティア養成事業を実施しています。

包括的支援事業

地域包括支援センターでは、地域の高齢者に対する介護予防をはじめ、地域共生社会の実現に向け、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員等の職員が専門性を生かし、総合相談や権利擁護などの業務や、認知症施策の推進として、認知症初期集中支援チームの配置、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催などを行っています。

任意事業

要介護高齢者を介護している家族への支援事業として介護用品給付事業や、調理困難な1人暮らし高齢者等に対し、栄養改善と安否確認を目的とした週5回までの配食サービス食の自立支援事業、健康状態又は身体状況等の理由から日常生活動作に支障がある1人暮らし高齢者等に、急病・火災などの非常時に通報できる通報機器を貸与する、緊急通報システム運営事業などを実施しています。

介護サービスの利用者負担

自己負担は次のとおりサービス費用の1～3割です。
施設サービスの場合は、居住費・食事代などは別途自己負担となります。

負担割合	所得基準
3割	合計所得が220万円以上であり (単身世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 340万円以上 (夫婦世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 463万円以上
2割	合計所得が160万円以上であり (単身世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 280万円以上 (夫婦世帯)年金収入+その他合計所得金額 = 346万円以上
1割	上記に当てはまらない人

※合計所得金額＝給与収入や事業収入などから給与所得控除や必要経費を控除した金額

※3割負担は、平成30年8月から適用となります。

※第1号被保険者は上記の所得基準により負担割合が決定されますが、第2号被保険者は上記所得基準に関わらず、1割負担となります。

介護保険で 利用できる額の 上限

在宅サービス

要介護状態の区分（要支援1～2、要介護1～5）に応じて1ヶ月当たりに支給する上限（支給限度額）が決められています。

上限を超えた利用額は、全額自己負担となります。

区分	支給限度額	短期入所サービス 利用限度日数（最大）
要支援1	5万 0030円	7日
要支援2	10万 4730円	13日
要介護1	16万 6920円	20日
要介護2	19万 6160円	22日
要介護3	26万 9310円	28日
要介護4	30万 8060円	30日
要介護5	36万 0650円	30日

※利用日数については施設によって異なりますので、およその目安です。

- ◆福祉用具購入費の支給 1年間 10万円まで
- ◆住宅改修費の支給 原則として 20万円まで

利用者負担が高額になったとき

高額介護サービス

同じ月に利用した利用者負担額の合計額が一定額を超え高額となった場合は、一定額を超えた分が高額介護サービス費として、後から払い戻されます。

同じ世帯内に複数の利用者がある場合は、それを合算します。

◆自己負担合計額（世帯合計） 月額

- 現役並み所得者が同一世帯にいる方 4万4,400円
（課税所得が145万以上の65歳以上の方が世帯におり、同世帯の65歳以上の方の収入合計が520万円以上（単身世帯は383万円以上）が対象）
- 上記以外の市民税世帯課税者の方（同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担が1割）
※4万4,400円（別に年間の上限額、446,400円が適用）
- 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 2万4,600円
- 市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
生活保護受給者、市民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者 1万5,000円

高額医療合算介護サービス

医療費が高額となった世帯に、介護保険の利用者がいて、医療費と介護サービス費の両方の自己負担額が高額になった場合は、決められた限度額の越えた分が後から払い戻されます。

同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

医療と介護の自己負担額合算後の限度額（年額）

所得要件（課税所得額）	70歳未満	70歳以上(注1) (平成30年7月まで)	70歳以上(注1) (平成30年8月から)
690万円以上	212万円		212万円
380万円以上～690万円未満	141万円	67万円	141万円
145万円以上～380万円未満	67万円		67万円
145万円未満	60万円	56万円	56万円
市区町村民税非課税世帯		31万円	31万円
市区町村民税非課税世帯で年金収入のみの場合80万円以下	34万円	19万円 (注2)	19万円 (注2)

(注1) 70歳以上の方で、対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合は、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担額を合わせた額に限度額を適用します。

(注2) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

※高額介護サービス、高額医療合算介護サービスいずれも、対象となった方には市役所担当から申請について、ご案内いたします。詳しくは、市役所介護保険担当窓口にご相談ください。

介護保険Q & A

Q 1 第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料は？

A 1

①国民健康保険に加入している方

原則として、本人が1/2、国が1/2を負担

国民健康保険税と同様、世帯の所得、第2号被保険者によって世帯ごとに決定されます。

医療分と合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

②職場の健康保険に加入している方

原則として、本人が1/2、事業主が1/2を負担

加入している医療保険ごとの給与に対する介護保険料率によって決定されます。

医療分と合わせて、給与から差し引かれます。

※扶養者である第2号被保険者（妻など）は、個別に介護保険料を収める必要はありません。

Q 2 40歳以上の方で介護保険の対象とならない場合は？

A 2

①第2号被保険者（40～64歳）で、医療保険（健康保険や国民健康保険など）に加入していない方は介護保険の対象外となります。

②次の施設に入所している方は、すでに介護、治療、生活援助などの介護保険相当のサービスを受けているため、対象外となります。

◆介護保険適用除外施設

- ・重症心身障害児（者）施設
- ・指定国立療養所の重度心身障害児（者）施設または進行性筋萎縮症児（者）病棟
- ・身体障害者福祉法に規定する福祉施設
- ・ハンセン病療養所
- ・救護施設
- ・労災特別介護施設

Q 3 他市町村に転出する場合の手続きは？

A 3

①他の市町村へ転出する場合は、被保険者証を返却いただき、新たに転出先の市町村で被保険者証が発行されますが、転出先が特別養護老人ホームなどの場合は、そのまま紋別市の介護保険被保険者となることがあります。詳しくは転出手続きの際にお知らせいたします。

②紋別市で受けた認定結果は、転出後の市町村でも有効です。

◆介護保険適用除外施設

転出時に、「介護保険受給資格者証明書」を発行しますので、必ず市役所介護保険課担当窓口から受け取ってください。

転出先の市町村へは、「介護保険受給資格者証」を添えて14日以内に手続きをしてください。

Q 4 他市町村でのサービスの利用は？

A4

①サービスの種類により、他の市町村で利用できるサービスとできないサービスがあります。詳しくは、市役所介護保険担当窓口にご相談ください。

Q 5 介護サービス事業者への苦情・不満は？

A5

- ①まず、利用しているサービス事業者または市役所介護保険課担当窓口にご相談ください。
- ②北海道国民健康保険連合会（代表 011-231-5161）に苦情の申し立てをすることができます。